

福祉文教常任委員会議事録

(令和4年3月4日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年3月4日(金) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 副委員長 斧田 秀明
委 員 建石 良明 西田いく子
辻本 博之 村井 浩二
森田 忠彦 山田 強
議 長 辻本 馨
- 4 欠席委員 委 員 長 中村 直幸 委 員 藤井千代美
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副 町 長 藤原 幹 教 育 次 長 池田 貴則
教 育 長 勝良 憲治 秘書政策課長 東條 信也
政策総務部長 小角 孝彦 福祉介護課長 武部 勝浩
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
- 6 議会事務局 事 務 局 長 上田 周治 書 記 植木 友也
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

- (1) 議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更
に関する協議について
- (2) 議案第9号 太子町国民健康保険条例中改正の件

午前10時00分 開 会

○斧田副委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、中村委員長が欠席しておりますので、委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私のほうで、委員会を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件議決案件といたしまして、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、の1件、条例案件といたしまして、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件、の1件、予算案件といたしまして、議案第13号、令和3年度太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）、ほか4件の、以上、あわせて7件でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○斧田副委員長 本日は、中村委員長及と藤井委員が欠席しておりますが、定足数は満たしておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件議決案件1件、条例案件1件、補正予算案件2件、当初予算案件3件の計7件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

ここで、審議の順序でございますが、本日は、議案第2号の事件議決案件1件、議案第9号の条例案件1件をご審議いただき、2日目の14日には、議案第13、14号の補正予算案件2件、議案第16、19、20号の当初予算案件3件をご審議いただきたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は議案第2号の事件議決案件1件、議案第9号の条例案件1件をご審議いただき、2日目の14日には、議案第13、14号の補正予算案件2件、議案第16、19、20号の当初予算案件3件をご審議いただきます。

それでは、事件議決案件の議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○武部福祉介護課長 おはようございます。

それでは、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、河南町、千早赤阪村と本町の2町1村で共同設置しております、介護認定審査会の規約の変更に関する協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、3町村で協議する内容でございますが、介護保険制度を開始した2000年度から、要介護認定等に係る審査と判定を、共同設置により行ってきております介護認定審査会の執務場所を、本年4月より太子町から千早赤阪村へ変更することに伴う共同設置規約の変更でございます。

なお、執務場所の変更につきましては、共同設置の基本協定におきまして、「認定審査会の執務場所及び庶務につきましては、2年ごとの輪番制とする。」と定めております。

それでは、議案書3枚目の新旧対照表をお開き願います。

まず、第3条の執務場所でございますが、認定審査会の執務場所を「太子町役場内」から「千早赤阪村役場内」に改めるものでございます。

次に、第5条の委員の選任方法を、「太子町長」から「千早赤阪村長」に、また、第6条の負担金、次の第7条の審査会の予算を「千早赤阪村」に、次の、第8条の決算報告を「千早赤阪村長」及び「千早赤阪村議会」に、次の第9条の監査を「千早赤阪村長」にそれぞれ改めるものでございます。

また、第10条から次の頁でございますが、第13条までの規定中、「太子町」を

「千早赤阪村」にそれぞれ改めるものです。

2枚戻っていただきまして、「規約の一部を変更する規約」の中ほどの附則でございますが、この規約の施行日を、令和4年4月1日からとしております。

ただし、変更後の第8条の規定につきましては、令和4年度の決算から適用するとしております。

以上で、簡単でございますが、説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○斧田副委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 千早に移るということですが、これ2年ずっと輪番でやってきて、介護保険制度始まって今日に至って、介護認定受ける人数は増えていますか。

○武部福祉介護課長 介護認定の件数でございますが、年々増えてはおります。一応ですね、今回令和3年4月から12月までの数字ではございますが、審査件数なんですけれども、太子町につきましては352件ということで、年々は増えております。ただ、コロナの影響でですね、12か月延長するというふうな形の措置もとられております。ですので、令和元年、2年、ということで、若干その影響は出ておるのかなというふうに考えております。

○西田委員 なかなか、この介護認定おりにこないというので、30日以内にはしてね、ということなんですけど、なかなかなんですという声が、このあいだ河南や千早の議員ともしゃべって、住民さんが言うてはるというんですけど、週1回水曜日というのでやっていますけど、市とかやと毎日とかもやっていますか。そのペースを変えることは考えてないんですか。

○武部福祉介護課長 他の市町村につきましては、先ほど委員おっしゃるように、回数の方増やしたり、というようなことも聞いてはおります。ただ、3町村につきましては、毎週水曜日の開催というような形でございます。もし水曜日が祝日であれば金曜日に実施するという形をとっております。実際今のところ、回数を増やすというふうなところの協議までは至ってはないんですが、認定の審査結果を30日以内に出せるように現在取り組んでおります。ただですね、例えば、ドクターの先生のほうで、主治医意見書が若干遅れたりということは出ております。これにつきましては、コロナの影響で多忙

ということも聞いている中で、若干遅れたりということも去年はございました。

○斧田副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田副委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田副委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本改正は、令和4年度分の国民健康保険料から実施される未就学児の均等割保険料軽減措置に係る保険料の端数処理に関する文言を整理するものでございます。

令和3年12月定例会でご議決をいただき、国民健康保険料の未就学児に対する均等割保険料の軽減措置を創設いたしましたが、軽減額等の保険料算定に関する規定において、端数処理の考え方が明確でない部分があったことから、先の条例改正を補完する形で、端数処理を明確にするための改正を行うものでございます。

内容につきましては、均等割額の2分の1を減額する過程において、被保険者に有利となるよう軽減額の円未満を切り上げるものでございます。

それでは議案書の4枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第20条の4でございますけれども、未就学児の均等割額に関する軽減の条文でございますが、端数処理にかかる文言の整理が条文全体に渡ることから、全部改正としてお

ります。

恐れ入りますが、1ページお戻りいただき、附則でございます。

この条例は令和4年4月1日から適用し、令和4年度の保険料から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○斧田副委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 もう先に出てて、施行も4月1日からなので、今も住民さんの保険料とかに影響はないかと思えますけども、こういう国のミスなのか、おっしゃいませんけれども、担当の方も大変だなと思えます。これね、端数の処理ということなんですけど、これを処理することで、太子町の国保料の算定に影響はするんでしょうか。

○松岡保険医療課長 軽減をすること、端数の処理をすることによって、太子町の保険料に影響があるかというご質問でございますが、端数の処理を1円未満を切り上げることによって、被保険者にとっては保険料を軽減される額が、1円ですけれども増えます。実際、軽減した額については国・府・町で一般会計から繰り入れる予算としておりますので、被保険者の保険料に影響はないということでございます。

○斧田副委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田副委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○斧田副委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○斧田副委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項はすべて終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

なお、次回は14日月曜日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時15分　散　会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任副委員長　　斧　田　秀　明